

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------------------|
| 11 | 自立支援医療費(精神通院医療)支給事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和6年2月5日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] 自立支援医療費(精神通院医療)に関する次の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料の提供等の求めに関する事務 ・支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・自立支援医療受給者証に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・支給認定の取消しに関する事務 ・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・自立支援給付の支給に関する事務 |
| ③システムの名称 | 精神障害者保健福祉手帳等管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 精神通院システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、44条 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の108、109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 茨城県精神保健福祉センター |
| ②所属長の役職名 | 精神保健福祉センター長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993番2 茨城県精神保健福祉センター 029-243-2971 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993番2 茨城県精神保健福祉センター 029-243-2971 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成28年7月15日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | 平成28年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成28年7月15日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | 平成28年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年7月6日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 ※番号法別表第二の109及び110の項に係る主務省令は未制定。 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条, 第30条, 44条 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109及び110の項 ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条, 第55条の2, 第55条の3 | 事後 | 主務省令の改正 |
| 平成29年7月6日 | I-5-② 所属長 | 茨城県精神保健福祉センター長 佐藤 茂仁 | 茨城県精神保健福祉センター長 | 事後 | 人事異動 |
| 平成29年7月6日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年3月31日 時点 | 平成29年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成29年7月6日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成28年3月31日 時点 | 平成29年6月1日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年7月6日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年3月31日 時点 | 平成30年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 平成30年7月6日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年3月31日 時点 | 平成30年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月25日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月25日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年7月7日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年7月7日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年10月28日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和4年10月28日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年2月5日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 公費負担医療等管理システム(精神通院システム)、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム | 精神障害者保健福祉手帳等管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム | 事後 | |
| 令和6年2月5日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26, 56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条, 第30条, 44条 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の108, 109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条, 第55条の2, 第55条の3 | <p>[提供側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の26, 56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条, 第30条, 44条 <p>[照会側]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の108, 109及び110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条, 第55条の2, 第55条の3 | 事後 | 番号法改正 |
| 令和6年2月5日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年2月5日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | 時点修正 |